

2013年 RI 規定審議会

審議結果一覧表

日 時 2013年4月21日~26日

会 場 シカゴ・マリオット・ダウンタウン・マグニフィセントマイル・ホテル

代表議員 三木明 PDG

《注》*採択されたものを中心として、重要なもののみ抜粋した

*網掛けは採択された立法案（修正採択を含む）

*太枠は当地区内の RC 提案の立法案

*可決要件は過半数，ただし RI 定款の改正（会員資格など）は3分の2以上の賛成が必要

【 制 定 案 】

| I.クラブ運営 | | | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|--------------------------|--|--|------------|-------|----|
| 13-01 RI 細則 P.237 | クラブ報告の規定を 改正する件 | 証明されたクラブの会員数のク ラブ報告は，RI のみならず会員 にも配布される。 | 3 1 1 | 1 7 4 | 採択 |
| 13-02 RC 定款 P.253 | クラブ幹事を理事会 メンバーとするよう 規定する件 | 幹事を理事会メンバーとする。 | 2 8 5 | 2 1 1 | 採択 |
| 13-03 RC 定款 P.253 | クラブ役員に関する 規定を改正する件 | 役員に副会長と S A A を含める ことができる。 | カード で採決 | | 採択 |
| 13-06 RC 定款 P.253 | クラブ会長の資格要 件を改正する件 | 会長は少なくとも 1 年以上当ク ラブの会員であることを要する (DG が承認すれば 1 年未満も可)。 | 2 9 3 | 1 8 4 | 採択 |
| 13-08 RC 定款 P.253 | 元クラブ会員の 2 度 目の入会金を免除す る件 | 同一クラブへの 2 度目の入会金 を免除する。 | 3 3 0 | 1 5 8 | 採択 |
| 13-09 RC 定款 P.253 | 元クラブ会委員の 2 度目の入会金を免除 する件(2650・平城京) | 他のクラブの元会員の入会金を 免除する。 | | | 撤回 |
| 13-10 R I 細則 P.185 | クラブの分割を認め る件 | 全会員数の 40% から 70% まで の会員からなるグループにより 新クラブ結成ができる。 | | | 撤回 |

| II. 出席 | | A.出席規定 | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|-------------------------|-----------------------|---|-----|-----|------|
| 13-12 RC 定款 P.251 | 出席規定に奉仕の要件を含めるよう改正する件 | クラブの奉仕活動の参加を出席要件とする。クラブの奉仕プロジェクト(その他のイベント・活動を含む)に12時間参加していれば、半期例会出席率50%出席に相当する。 | 340 | 165 | 修正採択 |
| 13-14 RC 定款 P.254 | 欠席の規定を改正する件 | クラブ定款 12-4a の欠席による会員身分の終結を「することができる」に変更する (shall→may)。 | 381 | 128 | 採択 |
| 13-16 RC 細則 P.189 | クラブの出席報告要件を削除する件 | R I に提出するクラブの月次出席報告を廃止する。 | 196 | 318 | 否決 |

| II. 出席 | | B. メークアップとして認められる会合や行事 | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|-----|-----|------|
| 13-18 RC 定款 p.251-252 | 欠席のメークアップに関する規定を改正する件 | メークアップ期間を例会の前後28日間に変更する。 | 235 | 274 | 否決 |
| 13-21 RC 定款 p.251 | 欠席のメークアップに関する規定を改正する件 (2670・高松南 RC) | メークアップは例会時間の少なくとも75%に出席するものとする。 | 110 | 402 | 否決 |
| 13-22 RC 定款 p.252 | 出席規定の免除の規定を改正する件 | 健康上の理由による欠席は最長12か月までとし、これをこえるときは改めて理事会の承認を得るものとする。健康上の欠席は出席率の計算に含まない。 | 415 | 96 | 採択 |
| 13-23 RC 定款 p.252 | 出席規定の免除の規定を改正する件 | 出席規定の免除の65歳以上の年齢制限を廃止する。 | 377 | 132 | 採択 |
| 13-27 RC 定款 p.252 | RI 役員の欠席に関する規定を改正する件 | R I 役員の配偶者/パートナー会員の欠席も出席規定を免除される。 | 347 | 159 | 修正採択 |
| 13-28 RC 定款 p.252 | 出席記録の算出に関する規定を改正する件(2650・桜井 RC) | 出席規定適応免除会員の欠席は出席記録に含まれない。 | 265 | 218 | 採択 |

| III. クラブ例会 | | | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|-------------------------|----------------|-------------------------------|-----|-----|----|
| 13-31 RI 細則 p.185 | 衛星会合について規定する件 | 例会の代わりに会員が出席できる代替会合を例会として認める。 | 243 | 260 | 否決 |
| 13-32 RI 細則 p.185 | 衛星クラブについて規定する件 | クラブが、衛星クラブを結成することを認める。 | 370 | 130 | 採択 |

| | | | | | |
|-----------------------------|--|------------------------------|-------|-------|----|
| 13-34 RC 定款 p.248 | クラブ例会を毎週もしくは隔週のいずれでもよいと認める件 (2750・東京城南, 東京京浜, 東京高輪) | 例会を毎週 1 回もしくは隔週 1 回のいずれかにする。 | 1 7 5 | 3 3 7 | 否決 |
| 13-37 RC 定款 p.248-249 | クラブ例会を年 6 回まで取りやめることを認める件 | 1 年に 6 回まで例会を取りやめることができる。 | 1 2 1 | 3 8 9 | 否決 |

| IV. 会員 | | | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|-----------------------------|--|---|-------|-------|----------------|
| 13-40 RI 定款 p.179-180 | すべてのロータリーの学友が正会員となることを認める件 | ロータリー財団と新世代プログラムの参加者をロータリー学友に含める。 | 2 9 5 | 1 9 8 | 否決 |
| 13-41 RI 定款 p.179-180 | 特定の元奨学生をロータリーの正会員として認める (2750・東京多摩川) | 米山学友を正会員として認める。 | | | 理 事 会 付 託 |
| 13-42 RI 定款 p.179-180 | 家事専業の人を正会員と認める件 | 家事に専念する前に裁量権のある業務に就いていた人を会員とする。 | 3 3 5 | 1 8 1 | 否決 |
| 13-43 RI 定款 p.179-180 | 仕事をしたことのない人または仕事を中断している人を正会員として認める件 | 家族の世話のために、仕事をしたことがない人、仕事を中断した人を正会員として認める。 | 3 5 9 | 1 6 5 | 修正 採択 |
| 13-47 RI 定款 p.180 | 職業分類の制限を改正する件 (2680・南淡路 兵庫) | 同一職業分類, 20 名以下のクラブは 2 名まで, 21 名以上のクラブは 10% まで。 | 7 4 | 4 4 2 | 否決 |
| 13-48 RI 定款 p.254 | 会員身分の終結に関する規定を改正する件 | 出席した理事会メンバーの 3 分の 2 以上の賛成により会員身分を終結することができる。 | 3 8 9 | 1 3 1 | 採択 |
| 13-49 RI 細則 p.188 | 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件 | 移籍会員または元ロータリアンについて, 「所在地域, 周辺地域で分類されていた職業分類の下に職業活動に従事しなくなった」という条件を削除する。 | 4 4 6 | 6 5 | 採択 再 審 議 後 採 択 |
| 13-50 RI 細則 p.188 | 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件(2650・敦賀 RC) | 職業分類の下で職業をしなくなったという理由以外の移籍, 元ロータリアンは新会員とする。 | 2 6 6 | 2 3 7 | 採択 再 審 議 後 否 決 |
| 13-51 RI 細則 | 移籍ロータリアン元ロータリアンの規定 | 移籍会員は元所属クラブからの推薦状が必要である。 | 2 6 0 | 2 5 5 | 修正 採択 |

| | | | | | |
|-------------------------|----------------------------------|------------------------------------|-------|-------|----------|
| p.188 | を改正する件 | | | | |
| 13-52 RI 定款 p.250 | 移籍ロータリアン元 ロータリアンの規定 を改正する件 | 移籍会員の金銭的債務に関する 文書提供を 30 日以内に行う。 | 4 0 3 | 1 0 8 | 修正 採択 |
| 13-53 RI 定款 p.183 | 名誉会員に RI 徽章 を着用するのを認め る件 | 名誉会員は R I の徽章やバッジ 等を着用する権利がある。 | 4 4 8 | 5 9 | 採択 |

| V. 地区 A. 一般 | | 賛成数 | 反対数 | 判定 | |
|-------------------------|--|---|-------|-------|----|
| 13-54 RI 細則 p.185 | 各地区における E ク ラブの制限数をなく す件 | E クラブの地区内 2 つの制限を 削除。 | 2 9 5 | 2 2 0 | 採択 |
| 13-55 RI 細則 p.228 | 地区番号に地理的呼 称を付記することを ガバナーに認める件 (2840・前橋) | ガバナーは地区番号に国・州・ 県名等, 地理的呼称を使用でき る。 | 1 4 2 | 3 7 3 | 否決 |

| V. 地区 B. 会合 | | 賛成数 | 反対数 | 判定 | |
|-----------------------------|--|---|-------|-------|----------|
| 13-58 RI 細則 p.228-233 | 「地区協議会」の名 称を「クラブ・リー ダーシップ研修セミ ナー」に変更する件 | 地区協議会の目的を明確にする ため名称を変更する。 →「地区研修協議会」に変更す る | 2 8 8 | 2 2 6 | 修正 採択 |
| 13-62 RI 細則 p.230 | 地区大会の投票手続 を改正する件 | ガバナーノミニーの選出, 理事 指名委員, ガバナー指名委員, 規定審議会代表議員の投票手続 を明確にする。 | 3 1 7 | 1 7 7 | 採択 |

| VI. ロータリーの綱領, 奉仕部門, 年次テーマ | | 賛成数 | 反対数 | 判定 | |
|---------------------------|---|--|-------|-------|-----------------|
| 13-64 RI 定款 p.179 | ロータリーの綱領 に, 青少年の参加と 育成に関する第 5 項 目を追加する件 | 青少年の, 青少年のための, 青 少年による参加及び成長を促す | | | 理 事 会 付 託 |
| 13-65 RI 定款 p.179 | ロータリーの綱領に 新世代の奉仕と育成 に関する第 5 項目を 追加する件 (2770・ 川口西) | 青少年が指導者としての資質を 伸ばし国際親善・世界平和に貢 献する。 | | | 理 事 会 付 託 |
| 13-69 RC 定款 p.248 | 第 5 奉仕部門を改正 する件 | 名称を「新世代奉仕」から「青 少年奉仕」に変更する。 | 3 0 8 | 2 0 5 | 採択 |

| | | | | | |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-------|-------|----|
| 13-70 RI 定款 p.179 | RI の恒久的な年次 テーマを創る件 | 年次テーマを「超我の奉仕」と する。 | 1 2 2 | 3 9 9 | 否決 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-------|-------|----|

| VII. ロータリー財団 | | | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|-------------------------|------------------------------|---|-----------|-----|----|
| 13-71 RI 細則 p.244 | ロータリー財団管理 委員の空席を充填す る件 | 空席が生じた場合、残存期間を 埋める新しい管理委員を会長が 指名し、理事会が選出する。 | カード 採決 | | 採択 |

| VIII. RI 役員及び選挙 A.RI 会長および理事 | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|---|-------|-------|----------|
| 13-76 RI 細則 p.211-212 | 会長指名委員会委員 の資格要件を改正す る件 | 3 回を超えて会長指名委員を務 めることができない。 | 3 6 6 | 1 4 9 | 採択 |
| 13-81 RI 細則 p.218 | 理事指名委員会委員 の資格要件を改正す る件 | 指名されるゾーンの 2 回のロー タリー研究会と 1 回の国際大会 出席の要件を削除。 | 2 5 2 | 2 4 7 | 修正 採択 |

| VIII. RI 役員及び選挙 B.ガバナー | | | | | |
|-----------------------------|--|--|-------|-------|----------|
| 13-86 RI 細則 p.232-233 | ガバナーの任務を変 更する件 | 公式訪問の際に、クラブ定款・ 細則が RI 組織規定に準拠してい ることを確認する。 | 2 9 2 | 2 2 5 | 採択 |
| 13-90 RI 細則 p.222 | 「ガバナーデジグネ ート」の肩書きを新 設する件（参考： designate 指名す る、任命する） | 選出されたロータリアンは、ガ バナー・デジグネート。ガバナ ー就任 2 年前の 7 月 1 日からガ バナー・ノミニーになる。 | 3 0 6 | 1 9 7 | 修正 採択 |
| 13-93 RI 細則 p.225 | 郵便投票に関する手 続き規定を改正する 件 | ガバナーは、各クラブに 1 枚の 投票用紙を準備する。 | 4 4 8 | 6 4 | 採択 |
| 13-95 RI 細則 p.224 | 地区大会におけるガ バナー選挙の規定を 改正する件 | クラブは、クラブのすべての票 を投じる選挙人を 1 人指定す る。 | 2 6 1 | 2 4 5 | 採択 |
| 13-98 RI 細則 p.224 | 対抗候補者の支持に 関する規定を改正す る件 | クラブは対抗候補者を 1 名のみ 支持できるものとする。 | 3 3 2 | 1 5 4 | 修正 採択 |
| 13-100 RI 細則 p.195 | ガバナーの空席に関 する規定を改正する 件 | 直近ガバナーを務めた 5 人、ま たは資格条件を備えたロータリ アンから 1 名を選出する。 | 3 0 6 | 2 0 9 | 修正 採択 |

| VIII. RI 役員及び選挙 C.その他 | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|--|--|
|-----------------------|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|--------------------------|-----------------------------------|---|-------|-------|------|
| 13-101 RI 細則 p.210 | 地区から繰り返し提出される選挙不服申し立てに関する規定の改正する件 | 適正な手続きの選挙不服申し立てによる地区に対する罰則の可能性を減じる。 | 3 3 1 | 1 6 6 | 採択 |
| 13-102 RI 細則 p.211 | 選挙不服申し立てに関する規定の改正の件 | 選挙審査手続きに従わなかった候補者が将来同様の行動を取らないよう罰則を定める。 | 3 5 0 | 1 3 4 | 修正採択 |

| IX. 国際ロータリー A.組織統括 (コーポレートガバナンス) | | | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|----------------------------------|---|---|-------|-------|----|
| 13-103 RI 定款 p.180 | パイロット・プロジェクトに参加できるクラブ数を 200 から 1000 に増やす件 | 試験的プロジェクトを 1,000 クラブまでとする。 | 4 4 7 | 6 9 | 採択 |
| 13-104 RI 細則 p.185 | E クラブの所在地域に関する規定改正する件 | E クラブの所在地域を、全世界とするかクラブ理事会の決定によって決める。 | 2 7 6 | 2 3 1 | 採択 |
| 13-105 RI 細則 p.185 | クラブ自治権について規定する件 (2680・姫路) | クラブは、RI 定款・細則、クラブ定款に矛盾しない範囲で活動する限り、自治権を有する。 | 2 0 4 | 3 1 0 | 否決 |
| 13-106 RI 細則 p.187 | 然るべき理由がある場合のクラブの懲戒に関する規定を改正する件 | 聴聞会にガバナー、パストガバナーが出席できる。 | 4 2 6 | 9 0 | 採択 |
| 13-107 RI 細則 p.186 | クラブの合併に関する規定を改正する件 | 2 年間、会員数 25 名を下回ったクラブは、ガバナーが強制的に合併させる。 | 1 0 0 | 4 2 0 | 否決 |
| 13-109 RI 細則 p.228 | 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件 (2540・秋田 2830・青森) | 1 地区 1,200 人から 1,100 人に変更する。 | 2 8 8 | 2 2 9 | 採択 |
| 13-111 RI 細則 p.228 | 新しい地区を援助する手続を規定する件 | 理事会は新しい地区の運営、管理、指導者構成等の手続を規定する。 | 3 2 3 | 1 9 1 | 採択 |
| 13-112 RI 細則 p.236 | 運営審査委員会の責務内容を改正する件 | 細則に記載された財務上の責務を削除し、運営審査委員会の責務範囲を明確にする。 | 4 6 9 | 4 7 | 採択 |
| 13-113 RI 細則 p.235 | RI 長期計画委員会の責務内容を改正する件 | 財団管理委員を戦略計画委員会に任命できるようにする。 | 4 6 9 | 5 0 | 採択 |
| 13-114 RI 細則 | RI 戦略計画の監督を含めるために理事 | 理事は、自分が選出されたゾーンでの RI 戦略計画の実行を監督 | 3 1 9 | 1 9 9 | 採択 |

| | | | | | |
|-----------|------------------|-----|--|--|--|
| p.190-191 | 会の権限に関する規定を改正する件 | する。 | | | |
|-----------|------------------|-----|--|--|--|

| IX. 国際ロータリー B.運営 | | | | | |
|--------------------------|---|---------------------------------------|-------|-------|-----------|
| 13-119 RI 細則 p.243 | 印刷されたロータリー雑誌を受取るか、インターネットを通じて受信するかを選択肢を、米国およびカナダ以外の国のクラブに与える件 | 世界の会員は、郵送で送られる印刷物か、電子版のいずれかを選ぶ。 | 4 1 0 | 9 5 | 採択 |
| 13-120 RI 細則 p.240 | 旅費経費の支払いに関する方針を RI 細則から削除する件 | 細則から旅行経費の支払いの方針を削除し、理事会が柔軟な方針を定める。 | 3 4 3 | 1 7 5 | 採択 |
| 13-121 RI 細則 p.240 | 旅費経費の支払いに関する方針を改正する件 | 旅行を含む運営費のあらゆる側面において、より厳しい管理下におかれる。 | | | 理事会 付託 |
| 13-122 RI 細則 p.240 | 旅費経費の支払いに関する方針を改正する件 | 各職位、役職の旅行クラスを明確にする。 | | | 理事会 付託 |
| 13-123 RI 細則 p.240 | 旅費経費の支払いに関する方針を改正する件 | 基本的には、ファーストクラスの費用は支払わない。 | | | 理事会 付託 |
| 13-125 RI 細則 p.240 | 旅費経費の支払いに関する方針を改正する件 | RI, 財団の指導者は、ファーストクラスを利用せず、旅行経費を制限すべき。 | | | 理事会 付託 |

| X. R財務と人頭分担金 | | | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|--------------------------|-------------------------------|---|-----------|-------|----|
| 13-126 RI 細則 p.237 | 人頭分担金を増額する件 | 会員は、2013~14年度は、半年26ドル50セント。1年に1ドルずつ増額。2016-17年度以降は、半年毎に28ドル。クラブは、最低2013-14年度265ドル、2014-15年度270ドル。2015-16年度275ドル。2016-17年度280ドル。 | カード 採決 | | 採択 |
| 13-127 RI 細則 p.237 | 各クラブが最低15名分の人頭分担金を支払うことを規定する件 | クラブが最低15人分の人頭分担金を支払う。 | 1 3 3 | 3 8 5 | 否決 |

| | | | | | |
|------------------------------|---|--|-----|-----|----|
| 13-128 RI 細則 p.237 | 各クラブが支払う半 期人頭分担金の最低 額をなくす件 | 最低額を排除し、10名以下の クラブに財務的罰を加えない。 | 264 | 244 | 採択 |
| 13-130 RI 細則 p.237 | 自然災害時に人頭分 担金を減免または猶 予する件 (2500・釧 路北) | 被災地やクラブからの要請に応 じて、人頭分担金の減免、支払 い猶予ができる。 | 348 | 156 | 採択 |
| 13-134 RI 細則 p.237-238 | RIBI の納入する人 頭分担金を改定し、 RI の使途不指定の純 資産への拠出を廃止 する件 | RI と RIBI のクラブの財務を予 測し、RIBI 以外のクラブとの一 貫性をもせる。 | 378 | 120 | 採択 |
| 13-200 RI 細則 p.239 | 一般剰余金の目標額 計算を改正する件 | 規定審議会と国際大会の経費が 除かれるが、さらに理事会で承 認され一般剰余金で賄われた経 費も除外される。 | 400 | 83 | 採択 |

| XI. RI 会合 | | | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|--------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----|-----|----|
| 13-136 RI 細則 p.210 | RI の地域大会に関 する規定を削除する 件 | 地域大会の規定は、もはや必要 でないので、削除する。 | 462 | 41 | 採択 |

| XII. 立法手続き | | | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|------------------------------|--|---|-----------|-----|----|
| 13-137 RI 定款 p.182 | 規定審議会の開催時 期を10月、11月ま たは12月とし、立法 案提出の期日を変更 する件 (2680・洲本) | 開催時期を6ヶ月早めることに より、採択制定案がクラブに浸 透しやすくなり、新年度の計画 に反映されやすくなる。 | 261 | 252 | 否決 |
| 13-138 RI 細則 p.138 | 地区決議会合を含め るためにクラブ提出 の立法案の地区によ る承認と地区大会で の投票について改正 する件 | 地区が案件を検討するために、 時期を問わず会合を開催でき る。 | カード 採決 | | 採択 |
| 13-140 RI 定款 p.182 | 立法案を制定案に限 定する件 | 規定審議会に決議案を提出する よりも早く RI 理事会から返答 がもらえる。 | 105 | 383 | 否決 |
| 13-141 RI 細則 p.196-197 | 欠陥のある立法案の 定義を改正する件 (2840・前橋) | 「理事会もしくは事務総長の裁 量の範囲」の基準を明確にする。 | 334 | 174 | 採択 |

| | | | | | |
|--------------------------|-----------------------------|--|-------|-------|----|
| 13-143 RI 細則 p.203 | 規定審議会において大規模な地区に追加の投票権を与える件 | 議員の投票権は、その地区のクラブ数に比例すべきである。 | 6 6 | 4 4 6 | 否決 |
| 13-149 RI 細則 p.201 | 審議会代表議員の指名手続を改正する件 | 2 票以上の票を有するクラブのすべての票を同一候補者に投じる。 | 3 3 5 | 1 7 2 | 採択 |
| 13-150 RI 細則 p.201 | 審議会代表議員の選出手続を改正する件 | 代表議員候補者が、1 名のみである場合、補欠議員の任命を現ガバナーに与える。 | 3 2 9 | 1 8 0 | 採択 |

【 決 議 案 】

| | | | 賛成数 | 反対数 | 判定 |
|--------|--|--|-------|-------|----|
| 13-153 | 新しい種類の会員（準会員）の導入を提案するための立法案を次回の規定審議会に提案することを検討するように RI 理事会に要請する件 | 準会員は会費半額、投票権なし、期間は 2 年とし、総会員数の 25%以内とする。現・元会員は不可。 | 2 8 4 | 2 1 9 | 採択 |
| 13-156 | ロータリーの綱領の重要性を推進することを検討するよう、RI 理事会に要請する件（2780・茅ヶ崎湘南） | 「ロータリーの綱領」の持つ意義と内容を再確認し、深い理解を共有する。 | 1 9 4 | 3 1 9 | 否決 |
| 13-157 | ロータリーの綱領の第 2 項に掲げる職業に関する既定を真摯に受け止め、ロータリアンの職業奉仕の指針として奨励するよう RI 理事会に要請する件（2780・茅ヶ崎湘南） | 「ロータリーの綱領」の第 2 項の示す価値観についてロータリーの職業奉仕の指針であることを認識し、職業に生かす。 | 2 6 4 | 2 4 0 | 採択 |
| 13-164 | 職業奉仕を強調することを検討するよう RI 理事会に要請する件〔ロータリアンの職業宣言及び「職業奉仕がなければロータリーは社会奉仕団体になり下がる」との（2009 年国際協議会）サブ一元会長アドレス〕 | ロータリアンの職業宣言に 「職業奉仕を取り去れば、ロータリーは単なる地域の奉仕団体になってしまう」という言葉を含める。 | 2 5 1 | 2 6 2 | 否決 |
| 13-166 | 国際奉仕の分野に平和と紛争解決の活動を加えることを検討するよう RI 理事会に要請する件 | 国際奉仕の中に平和と紛争解決の分野を加える。 | 3 9 7 | 1 0 9 | 採択 |

| | | | | | |
|--------|--|---|-------|-------|-------|
| 13-167 | RI 新世代奉仕デーを創設することを考慮するよう理事会に要請する件 | 国際ロータリー新世代奉仕デー・プログラムを定める。 | 2 5 4 | 2 5 1 | 採択 |
| 13-168 | ロータリーリーダーシップ研究会 (RLI) を、RI 傘下の組織または RI の常設プログラムとして指定することを検討するよう RI 理事会に要請する件 (敦賀, 柳井, 東京中央・品川中央・東京芝, 2760・名古屋, 2770・埼玉, 2840・群馬) | ロータリーリーダーシップ研究会 (RLI) を RI の公式参加の組織, または常設プログラムとして指定する。 | 3 3 2 | 1 8 1 | 採択 |
| 13-172 | ローターアクトの年齢制限を 35 歳に引き上げることを RI 理事会に要請する件 (2560・新潟南, 2710・宇部, 2620 地区) | ローターアクトの年齢制限を 30 歳から 35 歳に引き上げる。 | 1 4 8 | 3 5 0 | 否決 |
| 13-175 | 青少年交換プログラムの対象をロータリアンの子弟に限定することを RI 理事会に要請する件 (2680・神戸東) | 危機管理上, 未成年を交換する場合, ロータリアンの子弟に限定する。 | 5 9 | 4 4 3 | 否決 |
| 13-176 | 青少年交換の年齢制限を 17 歳まで引き下げること検討するよう RI 理事会に要請する件 | 青少年交換の年齢制限を 15 歳から 17 歳にする。(但し, 参加中に 18 歳になるものは除く) | 1 8 5 | 3 2 3 | 否決 |
| 13-182 | ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件 | 財団プログラム補助金の受領資格者にロータリアンの孫を入れる。 | | | 理事会付託 |
| 13-183 | 補助金の受領資格に関する指針の改正を検討するよう管理委員会の要請する件 (2780・小田原) | ロータリアンが災害で亡くなったとき, その家族も財団奨学金, 補助金を受領できる。 | 3 1 3 | 1 8 4 | 採択 |
| 13-192 | クラブ会長エレクトのために追加的な研修プログラムを立案・実施することを検討するよう RI 理事会に要請する件 | 20 時間の集中的な研修を行う追加プログラムを立案, 実施する。 | 1 2 2 | 3 8 4 | 否決 |